



国海安第132号
平成26年7月31日

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
常務理事 加賀谷 尚之 殿

国土交通省海事局安全政策課長
加藤 光



船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件
の一部改正について（通知）

下記告示の一部改正が平成26年7月31日に交付されたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件
（昭和四十四年運輸省告示第二百九十五号）



船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件
(昭和44年運輸省告示第209号)の一部改正について

平成26年7月
海事局安全政策課

1. 改正の背景

船舶安全法(昭和8年法律第11号)の体系では、平水区域、沿海区域等の航行区域に応じて船舶の構造、設備基準等を定めている。平水区域は風、波浪等の船舶に作用する外力が少なく、かつ、非常の際に避難が容易な区域であり、その区域は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第1条第6項において次のように規定されている。

- ① 湖、川及び港内の水域
- ② 船舶安全法施行規則第1条第6項各号に掲げる水域

このうち、①の「港内の水域」は原則として港則法に基づく港の区域(以下「港域」という。)としているが、港域をそのまま平水区域とすることが適当でないと判断される場合は、船舶安全法施行規則第1条第6項ただし書の規定に基づき、平水区域に関し別に告示で定めている。

今回、港則法施行令(昭和40年政令第219号)が改正され、波浮港の港域が拡大されることとなった(平成26年8月1日施行予定。)。そこで、拡大される港域の気象及び海象等を調査したところ、改正後の波浮港の港域が平水区域の基準に合致しておらず、そのまま平水区域として認めることは適当でないと判断したため、同港に関しては同令で規定される港域とは別に、標記告示にて平水区域を定めることとする。

2. 改正の概要

波浮港の平水区域については、現行の港則法施行令に定められている同港の港域とする。

3. スケジュール

公 布 : 平成26年7月下旬

施 行 : 平成26年8月1日

○国土交通省告示第 号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項ただし書の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件の一部を改正する告示
船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件（昭和四十四年運輸省告示第二百九号）
の一部を次のように改正する。

別表静岡県の項の前に次のように加える。

東京都	波 浮	竜王埼灯台（北緯三十四度四十一分九秒東経百三十九度二十六分三十六秒）から百三十三度二百七メートルの地点から百二十八度二百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百十八度六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から三百八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
-----	-----	---

附 則

この告示は、平成二十六年八月一日から施行する。

○船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件（昭和四十四年運輸省告示第二百九号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表	
(略)	静岡県	東京都	都道府県
(略)	(略)	波浮	港名
(略)	(略)	港の区域 竜王埼灯台（北緯三十四度四十一分九秒東経百三十九度二十六分三十六秒）から百三十三度二百七メートルの地点から百二十八度二百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百十八度六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から三百八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
現行		別表	
(略)	静岡県	(新設)	都道府県
(略)	(略)	(新設)	港名
(略)	(略)	(新設)	港の区域